

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年1月5日提出
【ファンド名】	三井住友・メインランド・チャイナ・オープン
【発行者名】	三井住友D Sアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 猿田 隆
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
【事務連絡者氏名】	土屋 裕子
【連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
【電話番号】	03-6205-1649
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【提出理由】

「三井住友・メインランド・チャイナ・オープン」につき、繰上償還にかかる手続きを開始することを決定しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

（イ）繰上償還の年月日

2021年3月22日（予定）

2021年1月7日現在の受益者を対象として、2021年2月10日までこの繰上償還に関するご異議のお申立てを受け付け、ご異議のお申し出のあった受益者の方の受益権の口数が2021年1月7日現在の受益権総口数の2分の1を超えないことを条件として繰上償還するものとします。

（ロ）繰上償還にかかる決定に至った理由

当ファンドは、信託約款の繰上償還規定の「受益権の口数が5億口を下回る」状態が継続していることから、運用の基本方針に従った運用を続けることが困難となっております。そのため、繰上償還することが受益者の皆さまにとって有利であると判断し、信託約款の規定に従い、繰上償還の手続きを開始することを決定しました。

（ハ）繰上償還にかかる情報の受益者への提供

2021年1月7日付で、委託会社（三井住友D Sアセットマネジメント株式会社）のホームページ（<https://www.smd-am.co.jp>）に当該繰上償還にかかるお知らせ（公告）を掲載いたします。また、当ファンドの信託契約にかかる知られたる受益者に対して、繰上償還にかかる情報を記載した書面を交付いたします。

以上